

議案第51号

鳥取県立高等学校授業料等徴収条例の一部改正について

次のとおり鳥取県立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求めらる。

平成26年2月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県立高等学校授業料等徴収条例（昭和63年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

(授業料等の徴収)

第2条 県立高等学校の生徒に対しては授業料（通信制の課程にあっては、受講料。以下同じ。）を、県立高等学校への入学（他の県立高等学校からの転入学を除く。）を許可された者に対しては入学科を、県立高等学校への入学志願者（通信制の課程への入学志願者及び他の県立高等学校からの転入学志願者を除く。）に対しては入学選抜手数料を徴収する。

2 略

(授業料等の納付方法)

第4条 略

2 略

3 前2項の規定にかかわらず、授業料に係る債務の弁済に充てられる高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第3条第1項に規定する就学支援金その他の給付金（以下「就学支援金等」という。）の支給を受ける場合は、授業料のうち就学支援金等の支給を受ける月分の額の納付を要しない。

(授業料等の徴収)

第2条 県立高等学校の生徒に対しては授業料（通信制の課程にあっては、受講料。以下同じ。）を、県立高等学校への入学（他の県立高等学校からの転入学を除く。）を許可された者に対しては入学科を、県立高等学校への入学志願者（通信制の課程への入学志願者及び他の県立高等学校からの転入学志願者を除く。）に対しては入学選抜手数料を徴収する。

2 前項の規定にかかわらず、当分の間、県立高等学校の生徒に対しては、授業料を徴収しない。

3 略

(授業料等の納付方法)

第4条 略

2 略

3 前2項の規定にかかわらず、授業料は、前納することができる。

<p>4 略</p> <p>(既納の授業料等)</p> <p>第8条 既に納付した授業料、入学科及び入学選抜手数料並びに聴講料は、還付しない。ただし、次に掲げる授業料については、この限りでない。</p> <p>(1) <u>就学支援金等の支給を受ける者が納付した授業料のうち就学支援金等の支給を受ける月分の額</u></p> <p>(2) <u>年度の中途に休学、退学又は卒業をした者がその月の翌月以降の月分として前納した授業料</u></p>	<p>4 略</p> <p>(既納の授業料等)</p> <p>第8条 既に納付した授業料、入学科及び入学選抜手数料並びに聴講料は、還付しない。ただし、<u>第4条第3項の規定により前納した授業料については、この限りでない。</u></p>
<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に高等学校等（公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第90号）による改正前の公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支</p>	

援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第2条第1項に規定する高等学校等をいう。）に在学していた者で施行日以後引き続き県立高等学校に在学するものに対しては、改正後の鳥取県立高等学校授業料等徴収条例第2条第1項の規定にかかわらず、授業料及び受講料を徴収しない。